

各都道府県建築行政担当者 様

国土交通省住宅局建築指導課

定期報告に係る資格者の早期移行について

日頃より、建築行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度が見直される予定となっておりますが、定期報告の前提となる調査・検査を実施する資格者については、新しい資格制度への早期移行が必要不可欠です。

これまでも資格者の移行について周知をお願いしてきたところですが、このたび、移行の特例期間を延長することといたしました。また、新しい定期報告制度の施行日前後における資格者による業務の取扱いについても考え方を整理いたしました。

円滑な制度移行を実現するため、下記の内容の周知についてご協力いただくよう、お願いいたします。

記

1. 移行申請の特例期間の延長について

平成27年10月1日より、「特殊建築物等調査資格者」「昇降機検査資格者」「建築設備検査資格者」（以下「現資格者」という。）による「建築物調査員」「昇降機等検査員」「建築設備検査員」（以下「新資格者」という。）への移行について、受付を行ってきたところです。

これまで、早期に円滑な移行を実現する観点から、平成27年12月31日までの特例期間中に移行申請を行う場合にあっては、以下の点について配慮を行う旨、お伝えしてまいりました。

- ・ 平成28年5月までに新資格者としての資格者証を交付すること
- ・ 移行申請時に、現資格者講習の修了書の提出を不要とすること

今般、書類の準備等に時間を要するため、特例期間を延長してほしいという御要望もあったことから、当初の予定から1か月延長し、特例期間の締切日を平成28年1月31日に改めることといたします。

なお、申請書の添付書類として、「住民票（本籍地が記載されているもの）」と「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）」の提出を求めているところですが、特に「登記されていないことの証明書」については、法務局に郵送で申請する場合には、1週間から10日間ほどの期間を要することが想定されるため、締切日までの余裕をもって準備する必要があります。

2. 申請先について

移行申請書類の送付先については、以下「送付先①」をご案内しているところですが、(一財)日本建築防災協会及び(一財)日本建築設備・昇降機センターを補助事業者とする手続き支援事業が終了することから、平成28年2月1日以降の申請先は「送付先②」とします。

なお、平成年2月1日以降に申請いただく場合、新資格者としての資格者証の交付が平成28年6月1日(施行日)以降となる予定です。また、申請書に現資格者講習の修了証書の写しを添付していただく必要があることにご留意ください。

申請書類送付先	
送付先① (平成28年1月30日までの申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊建築物等調査資格者の方 〒192-0042 東京都八王子市中野山王1-21-1 日本建築防災協会 資格移行係 宛 ・昇降機検査資格者、建築設備検査資格者の方 〒192-0042 東京都八王子市中野山王1-21-1 日本建築設備・昇降機センター 資格移行係 宛
送付先② (平成28年2月1日以降の申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての資格者の方 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室 業務係 宛 <p>※平成28年2月1日以降は、現資格者講習の修了証書の添付が必要です。</p>

3. 現資格者による調査・検査の有効期間について

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告については、施行日(平成28年6月1日)を予定。以下同じ。)、資格者による調査・検査が行われた日(以下「調査日」という。)、建築物又は建築設備等の所有者・管理者による報告が行われた日(以下「報告日」という。)の前後関係に応じて、次のとおり取扱うものとします。

施行日・調査日・報告日の関係		現資格者による調査・検査	新資格者による調査・検査
① 調査日・報告日がいずれも施行日より前の場合	<p>調査日 (△) 報告日 (□) 6/1 (○)</p>	有効	(存在しない)
② 調査日が施行日より前で、かつ、報告日が施行日より後の場合	<p>調査日 (△) 6/1 (○) 報告日 (□)</p>	有効	(存在しない)
③ 調査日・報告日がいずれも施行日より後の場合	<p>6/1 (○) 調査日 (△) 報告日 (□)</p>	無効	有効

凡例：○…施行日、△…調査日、□…報告日

表に示すとおり、施行日前に現資格者が実施した調査・検査の結果については、施行日以降における報告書に用いることとしても差し支えありません。一方で、施行日までに新しい資格者証の交付を受けていない現資格者については、施行日以降は、定期報告のための法定調査・検査を行うことができなくなるので、注意が必要です。

5. 関係者への周知について

新しい定期報告制度を円滑に運用するためには、現資格者による移行申請が早期に行われる必要があります。国土交通省といたしましても、できる限り多くの申請者に対して、施行日前に資格者証を交付できるよう、努めてまいります。

貴団体におかれましても、上記1及び2の内容を現資格者や現資格者が所属する団体や会社などに対して周知を行うよう、ご協力をお願いいたします。